

独立行政法人労働者健康安全機構 令和 8 年度計画

令和 8 年 3 月 31 日付労健安発第 1472 号届出
変更：令和 8 年 8 月 7 日付労健安発第 3204 号届出

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定により、令和 7 年 9 月 10 日付けをもって厚生労働大臣の認可を受けた独立行政法人労働者健康安全機構中期計画に基づき、同法第 31 条の定めるところにより、次のとおり、令和 8 年度の業務運営に関する計画を定める。

令和 8 年 8 月 7 日

独立行政法人労働者健康安全機構
理事長 大西 洋英

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

（1）疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供

勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により推進を図るとともに、メディカルソーシャルワーカー（以下「MSW」という。）等が患者や家族等へ支援を行い、早期の社会復帰を図る。

ア 勤労者医療の推進

これまでに研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図る。

イ 社会復帰の促進

MSW 等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。

なお、アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）及び労災疾病研究の結果を共有しつつ、積極的に対応する。

特に、アスベスト関連疾患については、診断・治療、相談等について引き

続き積極的に対応するとともに、労災保険指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。

また、労災認定及び救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受入れを図る。

（２）大規模労働災害、新興感染症等への対応

大規模災害をはじめとした災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。

また、感染症発生・まん延時には各都道府県と締結した協定に基づいた病床の確保など必要な対応を行うとともに、厚生労働大臣から医療人材の広域派遣の要請があった場合には、可能な限り協力する。

（３）地域医療への貢献

所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を実施し、各労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、地域における中核病院としての役割を担いつつ、地域医療連携の強化に取り組む。

また、地域医療構想調整会議等の議論にも参画するとともに、第８次医療計画及び地域医療構想における医療ニーズや各労災病院が果たすべき役割を踏まえ、必要に応じて病床機能区分の変更や診療機能の見直しを行う。

その他にも、地域の医療ニーズ等の状況を踏まえ、関係者とも協議の上、必要な対応を行う。

ア 地域の医療機関等との連携強化

患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率・逆紹介率を確保する。

イ 地域の救急搬送患者への対応

重篤な患者に対する救急医療の提供に加え、今後増加が見込まれる高齢者の救急搬送への対応等、地域で求められる救急医療の役割を果たすため、救急搬送の受入れ体制の強化に取り組み、救急搬送応需率の向上を図る。

（４）医療情報の ICT 化の推進

医療の質の向上と効率化を図るため、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和５年６月２日医療 DX 推進本部決定）に基づき政府が進める医療分野での DX（デジタルトランスフォーメーション）の各取組に率先して取り組む等、経営基盤の強化及びシステム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、医療情報の ICT 化の一層の推進を図る。

（５）患者の意向の尊重と医療安全の充実

ア 病院機能評価の受審

良質な医療を提供するため、公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機

能評価について認定有効期限を迎える労災病院の更新に向けた取組を進める。

イ 医療の標準化と質の向上

医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。

また、医療の質の向上を図るため、「医療の質の評価等に関する検討委員会」において策定した臨床評価指標を活用するとともに、公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している「医療の質向上のための体制整備事業」（臨床評価指標の定義標準化及び当該指標を活用した医療の質改善支援等に向けた検討を実施）に対して引き続き協力する。

ウ 患者満足度の確保

患者の意向を尊重し、良質で適切な医療を提供するため、患者満足度調査を実施する。

エ 医療安全の充実

安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」及び「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。

また、医療安全の充実を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。特に、これまでのインシデント対策に加え、レジリエンスの発揮を通じた医療の質・安全の向上を推進できるよう、本部において各労災病院の医療安全管理者に対する講義・事例検討等を実施することにより、知識及び実践スキルの向上に努める。

なお、研修会等に当たっては、電子（WEB）会議システム等も活用していく。

さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。

（6）治験の推進

各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、新医薬品等の開発促進を図る。

（7）産業医等の育成支援体制の充実

高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成及び確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む。）において産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。

（8）労災病院ごとの目標管理の実施

本部と各労災病院とで協議の上、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。

(9) 行政機関等への貢献

ア 国が設置する審議会等への参画

労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する審議会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、管内に労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。

また、労働基準監督署等からの依頼によるアスベスト関連疾患の労災認定等に係る意見書の作成については、石綿確定診断委員会において迅速かつ適切に対応する。

ウ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

【指標】

- ① 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率 76%以上、逆紹介率 63%以上を確保する。
- ② 地域で求められる救急医療提供の役割を果たすため、地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率 70%以上を確保する。
- ③ 患者満足度調査において全病院平均で 80%以上の満足度を確保する。
- ④ 治験症例数（製造販売後・市販後調査を含む。）を、年間 4,400 件以上確保する。
- ⑤ 全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受ける。

2 治療と仕事の両立支援の推進

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

労災病院と労災病院に併設する 9 つの治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対し診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら支援を行うものとし、以下のとおり取り組む。

ア 支援事例の収集及び分析

治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。

イ 事例検討会の実施

両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行うため、労災病院及び治療就労両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターによる意見交換を行う。

ウ 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの更新及び普及

研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの普及を図る。

エ アンケートの実施

支援した罹患者にアンケートを行い、その結果を必要に応じ治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場との間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施する。

また、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業と労働者との連絡調整等に対する支援を行うとともに、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。

これらの実施、取組の推進に当たり、メンタルヘルス対策・両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を、電子（WEB）会議システム等を活用した形式で実施する。

産業保健総合支援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施する。

なお、各研修や事例検討会等は、対面方式に加え、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。

また、両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行う。

事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「治療と就業の両立支援指針」（令和8年2月10日厚生労働省告示第28号）や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。

【指標】

- ① 支援した雇患者の件数を年間1,200件以上とする。
- ② 支援した雇患者にアンケートを行い、90%以上から満足であった旨の評価を得るとともに、必要に応じてアンケートの結果を治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映させる。
- ③ 全都道府県の産業保健総合支援センターで事例検討会を行った上で、参加者へのアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。
- ④ 両立支援コーディネーター基礎研修及び事例検討会にメンタルヘルス不調に係る内容を拡充し、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図る。

3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院である北海道せき損センターを含む。以下同じ。）においては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度・専門的医療を提供する。

また、治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を進める。

（1）医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者^ひに対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSW等が連携し、高度・専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化を図る。

また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム、自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上や入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。

（2）総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみな

らず広域の救急搬送にも対応し、外傷による脊椎・脊髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSW 等が連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。

総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法等に関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練等の事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努める等、脊損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行う。

また、自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組む。

【指標】

- ① 医療リハビリテーションセンターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保する。
- ② 総合せき損センターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保する。
- ③ 患者満足度調査（入院）において全施設平均で 80%以上の満足度を確保する。

4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

労働安全衛生施策の検討に必要なエビデンス収集への貢献や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。

なお、研究事業の実施に当たっては、研究倫理に配慮するとともに、機構内部や外部の委員による事前・事後等の評価を受けるなど、各種規程等に基づく手続きを行う。

また、以下の研究では、他の機関等との共同研究のために必要な場合には、当該機関等に保有個人情報を提供することを予定している。

（1）労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進

ア プロジェクト研究

令和 8 年度に実施するプロジェクト研究については、別紙 1「令和 8 年度研究一覧」の I の研究に重点化して実施する。

プロジェクト研究の実施に当たっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。

また、研究終了時には厚生労働省の政策担当部門により評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受ける。

令和9年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度を十分検討する。

また、研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開する。

なお、年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整し、機動的に実施する。

イ 協働研究

協働研究については、更なる統合効果を発揮するため、協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和8年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施する。

また、機構内の労災病院以外の施設との協働研究を実施するための検討を行う。

なお、年間1回程度、協働研究協議会、調査研究発表会等を開催し、協働研究等に関係する施設等の基礎研究者と臨床研究者間との間で活発な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図る。協働研究協議会等の開催や研究の進行等に際しては、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。

ウ 基盤研究

労働安全衛生総合研究所において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌（ほう）芽的研究等として別紙1「令和8年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施する。

エ 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施する。

研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。

オ 労災疾病等研究

中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。

研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行う。

カ 過労死等に関する調査研究等

過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和３年７月３０日閣議決定）の第３の２に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施する。

本調査研究に当たっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努める。

キ 放射線に関する調査研究等

東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施する。

上記ア～キの実施に当たっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。

なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。

（２）研究の実施体制等の強化

ア 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、以下のとおり取り組む。

- ① 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進める。
- ② 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。
- ③ 国内外から研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。
- ④ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。

イ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、下記のとおり、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。

① フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。

② 研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき研究員を派遣する。

ウ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。あわせて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。

また、「社会労働衛生研究グループ」において、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を行い、従来にも増して社会科学系の研究に強みを有する他の機関等との連携を強化する。

エ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、労働安全衛生総合研究所に設置した化学物質情報管理研究センター（以下「化学物質センター」という。）において、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を推進する。

また、化学物質の自律的管理に係る改正法令が施行されたことを踏まえ、事業者に対する情報発信、GHS 分類・モデル SDS 作成等の技術的側面からの支援を実施する。

オ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースについては、データベースの項目精査や精度管理を行うとともに、勤労者に係る生活習慣病等の予防医療対策や両立支援等に関する研究、開発などの活用に取り組む。

（３）国際貢献、海外への発信

労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすため、以下のとおり取り組む。

ア 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集する。

また、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。

イ 最先端の研究情報の収集と発信を目的として電子版の「Industrial Health」誌を年６回、「労働安全衛生研究」誌を年２回以上、それぞれ定期的に発行し、J-stage（独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援

システム)を介して国内外に発信する。

ウ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。

さらに、石綿等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。

（４）研究評価の厳正な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。

（５）研究成果の積極的な普及・活用

労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。

ア 労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献

行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に貢献する。

イ 学会発表等の促進

① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。

② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関及び産業界へ研究成果の広報を図る。

ウ 調査及び研究成果情報の発信

① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。

なお、労働安全衛生総合研究所の「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stageに公開する。

② 令和 7 年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともにメールマガジンを毎月 1 回発行し、労働安全衛生総合研究所の諸行事や、研究成果等

の情報を定期的に広報する。

- ③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。

エ 講演会等の開催

- ① 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する安全衛生技術講演会を開催する。

さらに、労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。

- ② 労働安全衛生総合研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介並びに研究施設の公開を行う。

また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対して、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。

オ 知的財産の活用促進

研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。

(6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行う。

安全衛生の取組の効果について、厚生労働省と協議しつつ、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。

(7) 化学物質の自律的管理への支援

化学物質センターにおいて、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類、モデル SDS（モデル安全データシート）の作成、化学物質による労働災害の分析及び皮膚等障害防止のための保護具の性能評価方法・選択手法の調査、さらに、それらの情報をインターネットを通じて発信することにより、事業場における化学物質管理の支援を行う。

また、小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援する。

【指標】

- ① 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究

の成果について、平均点 3.5 点以上の評価を得る（成果ごとに、5 点（優れている）、4 点（やや優れている）、3 点（概ね妥当である）、2 点（やや劣っている）、1 点（劣っている））。

- ② プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価を受ける。
- ③ 法令等の制定、改正等への貢献の件数は、10 件以上とする。
- ④ 安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点 2.0 点以上の評価を得る（3 点（大変有意義）、2 点（有意義）、1 点（あまり有意義ではない）、0 点（有意義でない））。

5 労働災害の原因調査の実施

- （1）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告する。
- （2）災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。
- （3）厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。

また、災害原因等の要因解析をより深化させるための方策を検討する。

- （4）調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況及び企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら労働安全衛生総合研究所のホームページ等で公表等を行う。

【指標】

災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元への評価調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る（3 点（大変役に立った）、2 点（役に立った）、1 点（あまり役に立たなかった）、0 点（役に立たなかった））。

6 化学物質の有害性調査の実施

化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、厚生労働省と協議しつつ、労働安全衛生総合研究所において有害性調査を実施するための体制を整備する。

短期の吸入試験及び経皮試験を中心に、国際的な基準である OECD ガイドライン等に基づき、有害性調査を実施するなど、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。

また、試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行う。加えて、短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究に取り組む。

化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等により積極的に論文として公表しその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。

【指標】

- ① OECD ガイドライン等に基づき試験を円滑に実施する。
- ② 試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究を行い、論文等として公表する。

7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）や第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年 3 月 27 日公示）に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図る。

（1）産業医及び産業保健関係者への支援

ア 産業医の資質向上のための研修の実施

産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の充実を図る。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。

また、日本医師会認定産業医制度におけるコロナ特例の終了に伴い受講者数の増加が見込まれることを踏まえ、地域医師会と調整の上、認定産業医研修を実施する。

なお、受講者の利便性等を鑑み、オンデマンド配信を含む電子（WEB）会議

システム等を活用した研修を積極的に実施する。

イ 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施

産業保健関係者が、それぞれの専門において実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける研修を実施する。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。

ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備

産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用する。

また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。

(2) 事業場における産業保健活動の支援

ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。

特に、労働者の健康管理やメンタルヘルス対策における復職支援・治療と仕事の両立支援・女性特有の健康課題・化学物質による健康障害防止等の労働衛生行政上重要なテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。

両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会や交流会を、電子（WEB）会議システム等も活用し、産業保健総合支援センターにおいて実施する。

また、メンタルヘルス対策、化学物質による健康障害防止、女性特有の健康課題を題材にした啓発セミナーを実施する。

なお、セミナーの実施に当たっては、他団体との共催とする等、効率的な実施を図る。

イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施

産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルス不調や疾病を有する労働者への対応、治療と仕事の両立支援、化学物質による健康障害防止、腰痛・転倒予防、女性特有の健康課題等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。

また、令和4年5月の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等の改正による、全ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制やリスクアセスメント対象物健康診断に係る相談について、産業保健総合支援センター等において相談に応じられる体制を整備する。

メンタルヘルス対策においては、産業保健総合支援センターの状況に応じて、メンタルヘルス対策・両立支援促進員の増員に積極的に取り組むほか、メンタルヘルス対策支援アドバイザーを配置し、促進員等に対し助言・指導を行う。

地域産業保健センターは産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。

ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。

また、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域産業保健センターの運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。

なお、支援ニーズに対応するため、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援や高ストレス者に対する面接指導を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。

自主的な産業医の選任が強く求められる労働者数30～49人の事業場における産業医活動を支援するため、小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業を実施する。

エ 個人事業者等に対する支援体制の充実

産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行う。

また、地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入している個人事業者等も加える。

オ 事業主団体等の取組支援

商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行う。

カ 助成金の充実及び活用促進

中小企業の産業保健活動を支援する「団体経由産業保健活動推進助成金」

を、引き続き、適切に審査から支給までの手続を行う。

キ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援

事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催する。

なお、電子（WEB）会議システム等を活用した研修会も開催することとし、健康管理体制の向上に資する情報の提供に努める。

また、事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象とした健康支援相談窓口については、電子（WEB）会議システム等を活用した相談対応も実施することとし、利用者への健康支援サービスの継続に努める。

（３）メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策（メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。）をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師をメンタルヘルス対策・両立支援促進員等として委嘱することで支援体制を整備する。

また、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施するほか、メンタルヘルス対策における復職支援に関する研修についても実施する。

（４）産業保健活動総合支援事業の利用促進

ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等

産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報に活用する。

また、労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の活用促進に取り組む。

イ インターネットの利用等による情報発信

産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン等により産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等に関する情報について情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得る等して積極的に取り組む。

また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行う。

【指標】

- ① 専門的研修等を年間 5,300 回以上実施する。

- ② 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける相談対応件数は、年間で計 13 万件以上とする。
- ③ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数は、年間で計 3,000 件以上とする。
- ④ 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 90%以上確保する。
- ⑤ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者、事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち 80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにする。

8 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

ア 迅速かつ適正な立替払の実施

迅速かつ適正な立替払を実施するため、次の措置を講ずる。

- ① 原則週 1 回の立替払を堅持する。
- ② 請求者向けに加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図る。
- ③ 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や破産管財人に選任される弁護士等への研修会を実施するため、開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行う。

地方裁判所にはパンフレット等の配付・訪問等を通じて協力要請を行う。

- ④ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を開催し、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や事業の円滑な運営に関することについて広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。
- ⑤ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。

イ 立替払金の求償

立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。

また、支払件数等の速報値を随時ホームページで公表する。

(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化

オンライン化した未払賃金立替払システムについて、必要に応じて追加改修を行い、利用者の更なる利便性向上を図る。

【指標】

請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で 20 日以内とする。

9 納骨堂の運営業務

高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行う。

また、遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安する。慰霊式当日に参列できない御遺族等に配慮し、慰霊式の模様をライブ配信する。

さらに、IT 技術で来堂を疑似体験できるよう制作した 360 度動画の周知に努める。

加えて、産業殉職者慰霊事業について、ホームページやパンフレットのほか様々な手段を用いて周知に努める。

【指標】

来堂者、遺族等の満足度調査で、平均点 3.0 点以上を得る。

10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和 3 年法律第 74 号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報取り扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の合理化・効率化

長時間労働の抑制に向けて、的確な労働時間の状況把握に努め、年次有給休暇の取得促進を図る。

特に医師については、医師事務作業補助者の活用等による労働時間短縮に向けた取組及び長時間労働医師に対する面接指導を着実に実施する等の健康確保措置を講ずる。

さらに、WEB 会議を継続的に実施するとともに、電子決裁利用の徹底を進めるこ

とにより、更なる業務の効率化を図る。

2 機動的かつ効率的な業務運営

理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。

また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

ア 一般管理費、事業費の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。

特に、一般管理費については、従前にも増して経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。

イ 専門センター事業の運営

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

ウ 各労災病院の支出の削減

「第3 予算、収支計画及び資金計画」の1（1）に記載している労災病院における収支改善計画の実効性を確保するため、各労災病院の支出の削減に繋がる方策に取り組む。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

令和7年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。

ア 類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。

イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。

(3) 契約の適正化

契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づ

き、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。

なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。

ア 「調達等合理化計画」に基づく取組

「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。

イ 競争性、公平性の確保

一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としない等、競争性、公平性の確保を図る。

なお、一者応札・一者応募の改善については、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。

また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配付し、評価基準を明確にする。

ウ 契約監視委員会の審議等

監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。

エ 共同調達の検討・促進

機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行った上で、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進める。

【指標】

運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費、公租公課等の所要の計上を必要とする経費を除き、第5期中期目標期間の最終年度において、令和5年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質の有害性調査事業を除く。）については5%程度を、それぞれ中期計画予算において削減となるよう、業務運営の効率化を図る。

4 情報システムの整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 労災病院の経営改善

(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化

物価高騰や患者減少等による労災病院の経営状況の悪化を踏まえ、各労災病院の収入の増加及び支出の削減に繋がる方策に取り組む。具体的には、労災病院ごとに「収入額」が「投資的経費を含む支出額」を上回る収支改善計画（以下「黒字計画」という。）の策定を原則としていることを踏まえ、その達成に万全を期す。なお、令和7年度において黒字計画の策定が困難であった又は黒字計画を達成できなかった労災病院であって、令和8年度において黒字計画の策定が困難又は黒字計画を策定したものの実行が困難であると機構が判断したものについては、経営改善に向けた取組を行い、機構本部においてもその取組状況を管理し、必要な支援を行うとともに、令和9年度以降の収支改善の見込みや地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策について早期に結論を得る。

また、令和8年度において黒字計画を策定した労災病院については、その実効性を確保するため、機構本部はその執行状況を管理し、状況に応じて必要な措置を講じる。

なお、機構本部においては、これらの取組を進めるための体制を整備する。

(2) 独立行政法人国立病院機構等との連携

ア 医薬品、高額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。

イ 医薬品、高額医療機器等の共同購入に当たっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的な医療機関等と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図る。

(3) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。

(4) 収支改善を図るための医業収入の確保

医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等及び令和8年度診療報酬改定を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、労災病院の収支改善に必要な医業収入を確保する。

そのため、全病院平均で一般病床の病床利用率について、全国平均以上を確保する。

また、機構本部において各病院の計画の達成状況を月次で確認し、必要に応じて本部と病院が連携して対策を講じる。

医業未収金の新規発生防止について、必要に応じた院内体制の整備等により一層の推進を図る。

また、医業未収金の回収に当たっては、従来から推進してきた機構職員による定期的な督促、滞納者からの承認書の徴取等に加え、督促、回収において専門的な知識を有する法律事務所との連携により、適切に回収を行う。

【指標】

- ① 労災病院の病床利用率を新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない年（令和元年）の全国平均 76.5%以上とする。
- ② 損益計算において、労災病院事業として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を前年度より上回ることをとする。

2 外部資金の活用等

機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。

3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

4 保有資産の見直し

（1）保有資産

機構が保有する資産については、引き続き、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行う。

また、労災病院の保有資産のうち、独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第56号）第16条に定める不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。

(2) 特許権

特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。

また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。

5 予算（人件費の見積りを含む。）

別紙2のとおり

6 収支計画

別紙3のとおり

7 資金計画

別紙4のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

3,900 百万円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産のうち、処分が完了していない資産については、測量、不動産鑑定評価を行い、不動産媒介業者を活用する等、引き続き売却等手続を進める。

第7 剰余金の使途

労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当

する。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

労災病院の施設及び医療機器等の整備を行う。

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。

ア 予定額

総額 838 百万円（特殊営繕及び機器等整備を含む。）

イ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4 積立金の処分にに関する事項

積立金は、将来の資金決済の生じない費用及び自己収入財源で行う将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入）に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

(1) 能動的な人事管理

機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。

また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。

(2) 優秀な研究員の確保・育成

ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。

イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。

ウ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。

エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。

オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。

カ 労働者の安全及び健康に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。

（３）医療従事者の確保

ア 優秀な医師の育成等

勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を集合開催とし、受講者同士のコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを促し、優秀な医師の育成、確保に努める。

また、臨床研修指導医講習会においては、継続して医師以外の職種も参加させ、多職種との連携及び協働を実践できる研修プログラムを策定する。

イ 臨床研修医及び専攻医の確保

若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入れ、オンラインによる募集イベント及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等の PR を行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

院内保育体制の充実や医師等短時間勤務制度の弾力的な運用等により、医師等が仕事と育児・介護等を両立できる働きやすい環境の整備に努める。

エ 人材交流の推進等

人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用に努め、施設間の人事交流を推進する。

また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。

オ 専門看護師・認定看護師、特定行為を行う看護師等の育成

チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努める。

加えて、特定行為研修の実施により、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、事前学習の機会の提供、グループワークの積極的活用、受講生の発表に対する講師のフィードバック等、研修プログラムの充実を図る。

また、多職種との協働等が実践できるための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図る。

さらに、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。

キ 専門性を有する看護師の養成

労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するために以下の取組の充実を図る。

- ① 労災病院が推進する勤労者医療に対する理解を深めるため、職業に起因する疾病、メンタルヘルス、治療と仕事の両立支援、災害看護等の内容を含むカリキュラムの充実を図り、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行う。
- ② 勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。

ク 労災病院間における医師の派遣

医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。

(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催するとともに、積極的に各産業保健総合支援センターへの業務指導を実施する。

(5) 障害者雇用の着実な実施

ア 障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回る。

イ 障害者雇用の実情に応じた障害者雇用に関するマニュアルを周知・活用するとともに、当該マニュアルの内容等を踏まえ研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施し、円滑な採用と雇用後の定着を図る。

【指標】

- ① 機構本部主催の職員研修の有益度調査において全研修平均で 85%以上の有益度を得る。
- ② 看護師国家試験合格率を全国平均以上とする。

2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付する。

3 内部統制の充実・強化等

（１）内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化については、機構に課せられたミッションを適正に遂行するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の取組状況に関し、内部監査室において重点事項等を整理した内部監査実施計画に基づき、機構本部及び病院等の施設に対する監査を実施する。

上記監査結果等も踏まえ、更なる内部統制の充実・強化に継続的に取り組む。

ア 業務の有効性及び効率性

内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価等に行き続き取り組む。特に、個人情報漏えい、ハラスメント防止を含む非違行為等の防止については、定期的に点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等により、その防止を図る。

また、重大な事案が発生した場合には、当該業務に係る業務フローの作成、業務プロセスごとの内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組み、内部統制の充実・強化を図る。

イ 法令等の遵守

コンプライアンスを徹底させるため、具体的な事例に則した法令遵守の重要性について、組織内における研修、各種会議を通じた職員への啓発等を行い、組織的な法令の遵守に引き続き努め、必要に応じて外部専門家を交えた検討を実施する。

また、規程について必要に応じて見直しを実施し所要の改正等を行い、内部統制の充実・強化等を図る。

ウ 資産の保全

機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び

研修会において周知・徹底する。

エ 財務報告等の信頼性

財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受ける。

（２）業績評価の実施

外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。

なお、委員会の開催に際しては、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。

（３）事業実績の公表等

決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る。

4 公正で適切な業務運営に向けた取組

諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。

特に、研究活動における不正行為の防止対策を徹底するため、研究活動における不正行為の取扱いに関する規程及び研究倫理等教育実施要領に基づき、研究に従事する職員個々に応じたカリキュラムに沿った研究倫理教育を適正に実施していく。

また、研究不正の相談・告発の相談窓口の実効性を確保するとともに、これらの相談を随時受け付ける。

5 決算検査報告指摘事項への対応

平成 24 年度決算検査報告において改善の処置を要求された土地のうち、処分が完了していない和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について、引き続き売却処分等に向けた検討、手続を進める。

6 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統

一基準群を踏まえ、サイバーセキュリティ対策規程等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報管理する基幹システム等は確固たるセキュリティ対策を講ずる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講ずる。

さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。

7 広報に関する事項

機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、機構の各種取組についてホームページや SNS を活用して積極的に発信することとして、引き続き広報の強化に努める。

令和 8 年度研究一覧

I プロジェクト研究

労働災害が多発している分野や働き方の変化に伴い対応が必要になっている分野等、次に掲げる研究を行う。

- 1 建設工事の施工段階に応じた災害発生リスクとその防止対策に関する研究
- 2 化学物質の危険性情報の整備及びリスクアセスメントへの活用に関する研究
- 3 絶縁体の帯電に起因する静電気災害対策の強化に関する研究
- 4 次世代型クレーン等に使用されるロープ等の安全性評価
- 5 氷・雪に起因するすべり転倒防止に関する研究
- 6 過重労働に関する睡眠と疲労回復機序の研究
- 7 経皮ばく露による健康障害が懸念される産業化学物質の予測とそのばく露管理手法に関する研究
- 8 作業環境中の気中粗大粒子状物質の測定方法及び評価方法に関する研究
- 9 福祉用具を用いた介助作業における介護者および要介護者の体格差と腰部負担の関係
- 10 熱中症予防に効果的な機器・用品の活用に関する研究
- 11 高齢労働者における身体的負荷の評価に関する研究
- 12 トラック運送業の過重労働対策支援と有効性に関する調査研究
- 13 発がん等慢性疾患への関与が懸念される産業化学物質の把握と予防的アプローチに関する取り組み

II 協働研究

労働安全衛生総合研究所における工学、化学、生物学等の知見と労災病院における臨床に係る知見の連携及び労働安全衛生総合研究所における知見を用いて労災病院をフィールドにして実証することにより相乗効果が期待されるもの等、次に掲げる研究を行う。

- 1 行動災害防止に関する総合的研究－小売業、社会福祉施設における転倒予防と被害軽減策の検討
- 2 先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究

III 基盤的研究

国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動状況等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応するため、次の研究を行う。

- 1 視覚的不注意が移動時の環境適応動作に与える影響－クロスリアリティ技術を用いた検討－
- 2 感電災害の文献調査と統計分析およびその活用方法の検討

- 3 建設作業者の安全行動を促進する安全教育ツールの検証
- 4 歩行支援機器の運動学的分析と安全性・使用性の評価
- 5 転倒災害のリスクと防止に対する労働者の意識
- 6 くさび足場の緊結部の緩みによる構造安定性に関する研究
- 7 高等教育機関での安全教育のための環境整備に関する調査
- 8 建物解体時に使用する足場の風荷重算定に関する研究
- 9 フォークリフト使用における安全作業評価ツールの開発
- 10 極性変化および衝撃波を伴う火花放電特性の解明に関する基礎的研究
- 11 小型花火点火試験装置による双極性徐電器の異常放電の着火危険性評価
- 12 安定した歩行につながる視線行動を誘導する手法の検討
- 13 遠隔操縦における非常停止機能の課題調査・分析
- 14 季節と地域からみる労働災害の年次比較
- 15 姿勢推定 AI を用いた筋疲労モニタリング手法に関する検討
- 16 曲げモーメントの影響を考慮した直交型緊結金具の強度に関する研究
- 17 ごく浅い地盤の崩壊に起因する労働災害防止に向けた基礎的研究
- 18 職場における暴言およびその内容が労働者に与える影響についての実験的検証
- 19 振動感覚閾値を援用した新たな評価指標の衝撃振動作業評価への検討
- 20 労働者における過敏性腸症候群の悪化にかかわる心理社会的要因および就労状況への影響
- 21 質量分析法によるリスクアセスメント対象化合物の簡便な測定法の検討
- 22 重量物取り扱いにおける筋力と腰部負荷の関係
- 23 労働時間把握の正確さに関する認識についての検討
- 24 労働環境空気中に存在する感作性物質の測定法に関する研究
- 25 気中粒子の模擬生体溶液中での変質を評価するための分析方法の基礎的検討
- 26 テキストマイニング等を用いた化学物質による労働災害事例のデータベースの活用可能性に関する検討
- 27 有機フッ素化合物の生殖発生毒性に関する研究
- 28 複合低周波音による振動感覚と不快感
- 29 低濃度有機溶剤蒸気の測定に向けた固体捕集剤の適用に関する研究
- 30 ゼブラフィッシュを用いた産業化学物質の多臓器にわたる毒性の迅速評価法の確立
- 31 皮膚吸収性を持つ芳香族アミン類の共培養系を用いた毒性評価系構築と発がん予測バイオマーカーの探索
- 32 IT 系技術職の AI 関連テクノストレスと心理的ディタッチメントに関する調査研究
- 33 労働環境の変化が健康・労働時間に与える因果的評価
- 34 深層学習を用いたイオン移動度分析装置による作業環境中化学物質分析
- 35 第一次産業における暑熱ばく露状況と熱中症対策についての調査研究

- 3 6 吸着特性向上を目的とした防毒マスク用活性炭の吸着および破過後特性評価
- 3 7 線虫を用いた産業化学物質の急性及び慢性毒性の評価及び発現機序に関する研究
- 3 8 溶接ヒューム成分の経皮ばく露評価法と健康障害リスクに関する研究
- 3 9 小型拡散サンプラーの精度評価に基づく保護具有効性評価手法の検討
- 4 0 研磨剤用微小粒子の細胞毒性評価に基づく相対的じん肺発症リスク予測法の開発
- 4 1 ヒト皮膚オルガノイド等を用いた皮膚等障害化学物質評価系の開発：経皮急性毒性物質の候補物質のスクリーニングへの利用

別紙2(第3の5関係)

年 度 計 画 予 算

令 和 8 事 業 年 度

(労働者健康安全機構 社会復帰促進等事業勘定)

(単位:百万円)

区別	研究及び 試験事業	労働災害 調査事業	化学物質等 の有害性調 査事業	労災病院 事業	産業保健 活動総合 支援事業	治療就労両 立支援事業	専門 センター 事業
収 入							
運営費交付金	3,497	59	1,214	—	1,651	1,363	1,051
施設整備費補助金	111	—	7	3,025	—	—	452
その他の国庫補助金	717	—	—	—	5,210	—	—
民間借入金	—	—	—	—	—	—	—
求償権回収金	—	—	—	—	—	—	—
貸付金利息	—	—	—	—	—	—	—
貸付回収金	—	—	—	—	—	—	—
業務収入	35	—	7	323,836	28	28	7,623
受託収入	13	—	—	—	—	—	—
業務外収入	—	—	—	4,606	—	—	15
計	4,373	59	1,228	331,468	6,889	1,391	9,141
支 出							
業務経費	3,968	59	1,221	307,805	5,799	785	7,837
本部業務関係経費	579	—	—	—	—	—	—
病院業務関係経費	—	—	—	307,805	—	—	—
施設業務関係経費	3,389	59	1,221	—	589	785	7,837
賃金援護業務関係経費	—	—	—	—	—	—	—
産業保健業務関係経費	—	—	—	—	5,210	—	—
施設整備費	111	—	7	3,025	—	—	452
受託経費	8	—	—	—	—	—	—
借入金償還	—	—	—	—	—	—	—
支払利息	—	—	—	—	—	—	—
一般管理費	287	—	—	12,906	1,090	606	853
計	4,373	59	1,228	323,736	6,889	1,391	9,141

区別	未払賃金 立替払事業	納骨堂の 運営事業	看護専門 学校事業	労働安全衛 生融資貸付 事業	その他の 事業	法人共通	合計
収 入							
運営費交付金	161	102	1,302	14	9	1,792	12,215
施設整備費補助金	—	31	24	—	—	213	3,863
その他の国庫補助金	14,009	—	75	—	—	—	20,011
民間借入金	—	—	—	—	—	—	—
求償権回収金	2,534	—	—	—	—	—	2,534
貸付金利息	—	—	—	1	0	—	1
貸付回収金	—	—	—	3	0	—	3
業務収入	—	11	536	0	—	—	332,105
受託収入	—	—	—	—	—	—	13
業務外収入	—	—	—	—	—	30	4,651
計	16,704	144	1,937	19	9	2,035	375,397
支 出							
業務経費	16,616	104	833	8	—	—	345,034
本部業務関係経費	73	104	—	8	—	—	764
病院業務関係経費	—	—	—	—	—	—	307,805
施設業務関係経費	—	—	833	—	—	—	14,712
賃金援護業務関係経費	16,542	—	—	—	—	—	16,542
産業保健業務関係経費	—	—	—	—	—	—	5,210
施設整備費	—	31	24	—	—	213	3,863
受託経費	—	—	—	—	—	—	8
借入金償還	—	—	—	—	—	—	—
支払利息	—	—	—	—	—	—	—
一般管理費	88	9	1,080	11	9	2,228	19,167
計	16,704	144	1,937	19	9	2,442	368,072

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙2（第3の5関係）

年 度 計 画 予 算
令 和 8 事 業 年 度

（労働者健康安全機構 特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定）（単位：百万円）

区 別	金 額
収 入	—
その他の国庫補助金	—
業務外収入	—
支 出	3 4, 4 4 5
業務経費	3 4, 4 2 0
一般管理費	2 5

（注釈） 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収 支 計 画

令 和 8 事 業 年 度

(労働者健康安全機構 社会復帰促進等事業勘定) (単位：百万円)

区 別	研究及び 試験事業	労働災害 調査事業	化学物質等の 有害性調査事 業	労災病院事業	産業保健活動 総合支援事業	治療就労両立 支援事業	専門センター 事業
費用の部	4,453	61	1,232	328,635	6,886	1,372	8,691
経常費用	4,453	61	1,232	328,078	6,886	1,372	8,691
医療事業費	3,658	61	1,232	328,066	6,872	1,364	8,691
給与及び賞与等	1,126	26	147	130,168	1,060	575	4,027
材料費	-	-	-	94,291	-	-	1,862
経費等	2,318	35	1,084	88,040	5,807	776	2,629
減価償却費	214	0	1	15,567	5	13	172
未払賃金立替払業務費用	-	-	-	-	-	-	-
一般管理費	787	-	-	-	14	8	0
給与及び賞与等	123	-	-	-	14	8	-
経費等	549	-	-	-	-	-	-
減価償却費	115	-	-	-	-	0	0
財務費用	0	-	-	12	-	-	0
その他の支出	8	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	557	-	-	-
収益の部	4,424	61	1,232	328,960	6,886	1,372	8,553
経常収益	4,424	61	1,232	328,960	6,886	1,372	8,553
医療事業収入	-	-	-	323,868	-	28	7,634
運営費交付金収益	3,457	58	1,204	-	1,499	1,261	271
施設費収益	-	-	-	-	-	-	24
補助金等収益	724	-	-	1,979	5,210	-	5
寄付金収益	-	-	-	16	-	-	0
資産見返物品受贈額戻入	-	-	-	6	-	-	-
財務収益	-	-	-	488	-	-	-
その他の収入	244	4	28	2,604	177	83	618
臨時利益	-	-	-	-	-	-	-
純利益	▲ 28	-	-	325	-	-	▲ 138
目的積立金取崩額	-	-	-	3,033	-	-	-
総利益	▲ 28	-	-	3,358	-	-	▲ 138

区 別	未払賃金 立替払事業	納骨堂の 運営事業	看護専門 学校事業	労働安全衛生 融資貸付事業	その他事業	法人共通	計
費用の部	11,689	114	1,871	19	9	1,885	366,916
経常費用	11,689	114	1,871	19	9	1,885	366,359
医療事業費	-	-	1,857	-	5	-	351,806
給与及び賞与等	-	-	1,022	-	-	-	138,151
材料費	-	-	-	-	-	-	96,153
経費等	-	-	806	-	5	-	101,500
減価償却費	-	-	29	-	-	-	16,002
未払賃金立替払業務費用	11,524	-	-	-	-	-	11,524
一般管理費	165	114	13	19	5	1,885	3,009
給与及び賞与等	93	10	13	7	5	1,366	1,637
経費等	72	104	-	12	-	383	1,119
減価償却費	-	0	-	-	-	137	253
財務費用	-	-	-	-	-	-	13
その他の支出	-	-	-	-	-	-	8
臨時損失	-	-	-	-	-	-	557
収益の部	11,689	114	1,871	19	9	1,885	367,075
経常収益	11,689	114	1,871	16	9	1,885	367,072
医療事業収入	-	-	-	-	-	-	331,529
運営費交付金収益	156	101	1,112	14	8	1,726	10,866
施設費収益	-	-	-	-	-	-	24
補助金等収益	11,524	-	75	-	-	-	19,517
寄付金収益	-	0	-	-	-	-	16
資産見返物品受贈額戻入	-	-	-	-	-	-	6
財務収益	-	-	-	1	0	-	490
その他の収入	9	12	684	1	1	160	4,624
臨時利益	-	-	-	3	-	-	3
純利益	-	-	-	-	-	-	159
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	3,033
総利益	-	-	-	-	-	-	3,192

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収 支 計 画
令 和 8 事 業 年 度

(労働者健康安全機構 特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定) (単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	34,445
経常費用	34,445
特定石綿被害給付金等	34,403
一般管理費	42
給与及び賞与等	25
経費	17
減価償却費	-
臨時損失	-
収益の部	34,445
経常収益	34,445
補助金等収益	34,443
財務収益	-
その他の収入	1
臨時利益	-
純利益	-
前中期目標期間繰越積立金	-
目的積立金取崩額	-
総利益	-

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収 支 計 画

令和8事業年度

（労働者健康安全機構 一般勘定）（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	0
経常費用	0
医療事業費	0
給与及び賞与等	-
材料費	-
経費等	-
減価償却費	0
未払賃金立替払業務費用	-
一般管理費	-
給与及び賞与等	-
経費等	-
減価償却費	-
財務費用	-
その他の支出	-
臨時損失	-
収益の部	0
経常収益	0
医療事業収入	-
運営費交付金収益	0
施設費収益	-
補助金等収益	-
財源措置予定額収益	-
寄付金収益	-
繰延物品受贈額（資産）戻入	-
財務収益	-
その他の収入	-
臨時利益	-
純利益	-
目的積立金取崩額	-
総利益	-

（注釈）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

資 金 計 画

令 和 ８ 事 業 年 度

（労働者健康安全機構　社会復帰促進等事業勘定）（単位：百万円）

区 別	研究及び試験事業	労働災害調査事業	化学物質等の有害性調査事業	労災病院事業	産業保健活動総合支援事業	治療就労両立支援事業	専門センター事業
資金支出	4,704	59	1,390	430,219	7,195	1,413	9,458
業務活動による支出	4,123	59	1,221	315,639	6,886	1,386	8,640
投資活動による支出	223	－	7	63,213	3	5	499
有形固定資産の取得による支出	223	－	7	8,113	3	5	499
その他の支出	－	－	－	55,100	－	－	－
財務活動による支出	28	－	－	1,291	－	－	2
長期借入金の返済による支出	－	－	－	－	－	－	－
その他の支出	28	－	－	1,291	－	－	2
次年度への繰越金	330	－	162	50,076	306	22	317
資金収入	4,704	59	1,390	430,219	7,195	1,413	9,458
業務活動による収入	4,263	59	1,221	329,394	6,889	1,391	8,675
業務収入	－	－	－	322,520	－	28	7,576
運営費交付金による収入	3,497	59	1,214	－	1,651	1,363	1,051
国庫補助金による収入	717	－	－	1,825	5,210	－	－
未収財源措置予定額収入	－	－	－	－	－	－	－
その他の国庫補助金収入	717	－	－	1,825	5,210	－	－
その他の収入	48	－	7	5,049	28	0	48
投資活動による収入	111	－	7	58,126	－	－	452
施設整備費補助金による収入	111	－	7	3,025	－	－	452
その他の収入	－	－	－	55,100	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－	－	－	－	－
長期借入れによる収入	－	－	－	－	－	－	－
前年度よりの繰越金	330	－	162	42,699	306	22	331

区 別	未払賃金立替払事業	納骨堂の運営事業	看護専門学校事業	労働安全衛生融資貸付事業	その他事業	法人共通	合計
資金支出	16,704	144	1,957	21	9	4,584	477,857
業務活動による支出	16,704	113	1,891	18	9	2,208	358,896
投資活動による支出	－	31	47	－	－	239	64,267
有形固定資産の取得による支出	－	31	47	－	－	239	9,167
その他の支出	－	－	－	－	－	－	55,100
財務活動による支出	－	－	－	－	－	－	1,320
長期借入金の返済による支出	－	－	－	－	－	－	－
その他の支出	－	－	－	－	－	－	1,320
次年度への繰越金	－	－	20	3	0	2,138	53,374
資金収入	16,704	144	1,957	21	9	4,584	477,857
業務活動による収入	16,704	113	1,913	19	9	1,818	372,468
業務収入	2,534	－	－	－	－	－	332,657
運営費交付金による収入	161	102	1,302	14	9	1,792	12,215
国庫補助金による収入	14,009	－	75	－	－	－	21,836
未収財源措置予定額収入	－	－	－	－	－	－	－
その他の国庫補助金収入	14,009	－	75	－	－	－	21,836
その他の収入	－	11	536	5	0	25	5,759
投資活動による収入	－	31	24	－	－	213	58,963
施設整備費補助金による収入	－	31	24	－	－	213	3,863
その他の収入	－	－	－	－	－	－	55,100
財務活動による収入	－	－	－	－	－	－	－
長期借入れによる収入	－	－	－	－	－	－	－
前年度よりの繰越金	－	－	20	2	0	2,553	46,427

（注釈） 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

資 金 計 画

令和８事業年度

（労働者健康安全機構 特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定）（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	60,211
業務活動による支出	34,445
投資活動による支出	-
有形固定資産の取得による支出	-
その他の支出	-
財務活動による支出	-
次年度への繰越金	25,766
資金収入	60,211
業務活動による収入	-
国庫補助金による収入	-
その他の国庫補助金収入	-
その他の収入	-
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	60,211

（注釈）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。